

# ○男鹿地区消防一部事務組合職員の 自己啓発等休業に関する条例

平成 19 年 12 月 25 日  
条 例 第 5 号

改正 平成 20 年 12 月 24 日 条例第 2 号

平成 30 年 12 月 26 日 条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 26 条の 5 第 1 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員等)

第 2 条 自己啓発等休業をすることができる職員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 職員としての在職期間が 3 年以上あること。
- (2) 職員として良好な成績で勤務していること。

2 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める期間は、3 年とする。

3 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 83 条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第 91 条第 2 項に規定する専攻科及び同法第 97 条に規定する大学院を含む。)
- (2) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第 104 条第 7 項第 2 号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)

(3) 前 2 号に相当する外国の大学

(4) 第 1 号及び第 2 号に掲げる教育施設に類するものとして任命権者が定める教育施設

4 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年法律第 136 号)第 13 条第 1 項第 4 号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)
- (2) 国際協力の推進に資する外国における奉仕活動であって、前号に掲げる奉仕活動に準ずるものとして任命権者が認めるもの

(期間の延長)

第 3 条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者に対し、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き 3 年を超えない範囲内において、当該自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が認める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

(承認の取消事由)

第4条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、自己啓発等休業をしている職員が在学している課程を休学し、又は停学にされたこと、参加している奉仕活動を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じる事由とする。

(報告)

第5条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が在学している課程を休学し、若しくは停学にされた場合又はその参加している奉仕活動を行っていない場合
- (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

(職場復帰後における号給の調整)

第6条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日以後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

## 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成20年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

### 附 則 (平成30年条例第3号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。